熊本県公報

第１３３５３号
令和６年(2024年)
８月２日(金)
(毎週　火・金発行)

目　次

告　　示
○令和６年度（２０２４年度）熊本県登録販売者試験の実施・・・・・（薬務衛生課）　1
○保安林の指定に関する予定・・・・・

試験時間、試験項目及び問題数は、次のとおりとする。

試験時間	試験項目	問題数
午前１０時３０分から 午後０時３０分まで	医薬品に共通する特性と基本的な知識 人体の働きと医薬品 医薬品の適正使用と安全対策	２０問 ２０問 ２０問
午後２時００分から 午後４時００分まで	主な医薬品とその作用 薬事に関する法規と制度	４０問 ２０問

３　受験手続等

(1)　受験申請書等の請求

受験申請書等は、熊本県のホームページに掲載するほか、令和６年（２０２４年）８月６日（火）から８月３０日（金）まで熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課で配布する。

なお、郵便により受験申請書等を請求する場合は、表面に「登録販売者試験受験申請書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、１４０円分（１部請求の場合）の郵便切手を貼付した角形２号封筒）を同封の上、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に請求すること。

(2)　受験申請書等の提出期間

令和６年（２０２４年）８月１９日（月）から８月３０日（金）までとし、令和６年（２０２４年）８月３０日（金）までの消印があるものを有効とする。

(3)　受験申請書等の提出先

受験申請書等の提出方法は、簡易書留による郵送のみとし、封筒の表面に「登録販売者試験受験申込」と朱書きすること。

宛先　郵便番号　８６０－０８４６
熊本城東郵便局留
熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課宛て

(4)　提出書類

受験申請に当たって提出する書類は、次のとおりとする。

ア　登録販売者試験受験申請書

受験申請書の記入は、黒か青のボールペン又は万年筆で記入すること。鉛筆や消せるボールペン等、記入後に消せるものは使用不可とする。

イ　写真台帳

ウ　写真（提出前６か月以内に撮影した、縦５センチメートル、横４．５センチメートル程度の大きさのものとし、上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記し、写真台帳に貼付すること。）

(5)　受験手数料

１３，０００円（受験手数料相当額の熊本県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼付すること。）

(6)　受験票の送付

受験申請書等の受付後、令和６年（２０２４年）１１月初旬に受験者宛てに送付する。

４　正答及び合格基準の公表

令和６年（２０２４年）１２月１９日（木）午前１０時に、熊本県庁行政棟本館１階ホール及び熊本県各広域本部・地域振興局保健福祉環境部（保健所）に正答及び合格基準を掲示するほか、熊本県のホームページに掲載する。

５　合格発表

令和７年（２０２５年）１月２２日（水）午前１０時に、熊本県庁行政棟本館１階ホール及び熊本県各広域本部・地域振興局保健福祉環境部（保健所）に合格者一覧表を掲示するほか、熊本県のホームページに掲載するとともに、合格者宛てに合格通知書を郵送する。

６　問合せ先

(1)　受験手続きに関する問合せ

熊本県登録販売者試験コールセンター
電話　０９６－３２５－８１９３（平日午前９時から午後５時まで）
開設期間　令和６年（２０２４年）８月１３日（火）から９月６日（金）まで

(2)　その他試験に関する問合せ

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話　０９６－３３３－２２４２

熊本県告示第６９８号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県知事　木　村　敬

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字小田浦字野添２９６４番１、２９７４番、２９７４番２、２９８１番、３０７１番、３０７２番
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字野添２９７４番・２９７４番２・２９８１番・３０７２番（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第６９９号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２５条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県知事　木　村　敬

１　保安林の所在場所　熊本県天草市魚貫町字浦越２９２９番１、２９３０番１、２９３１番、字国光口２９３３番１
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字浦越２９３１番・字国光口２９３３番１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７００号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２５条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県知事　木　村　敬

１　保安林の所在場所　熊本県天草市久玉町字山焼田２４９６番１（次の図に示す部分に限る。）、２４９４番、２４９７番１、２５０１番１、２５０２番、２５０５番１、字段林２５５９番、２５６３番
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山焼田２４９４番・２４９６番１・２４９７番１・２５０２番・字段林２５５９番・２５６３番（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７０１号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第７８条の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県知事　木　村　敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ＡＴプラン	ひかり訪問看護ステーション	荒尾市増永１７８１－４	令和６年（２０２４年）８月１日	訪問看護

熊本県告示第７０２号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第５３条第１項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第１１５条の１０の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県知事　木　村　敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ＡＴプラン	ひかり訪問看護ステーション	荒尾市増永１７８１－４	令和６年（２０２４年）８月１日	介護予防訪問看護

熊本県告示第７０３号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４６条第２項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第５１条の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県知事　木　村　敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ＴＡＲＡＫＩＹＡ 球磨郡多良木町大字多良木１０５７番地２	一般社団法人クロスロード 球磨郡多良木町大字多良木１０５７番地２ 久保田　貴紀	就労移行支援 就労継続支援Ｂ型	令和６年（２０２４年）７月１５日

熊本県告示第７０４号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第７８条の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県知事　木　村　敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人むべの里光栄	むべの里デイサービスセンター須屋	合志市須屋字下屋敷５２１番１	令和６年（２０２４年）８月１日	通所介護

熊本県告示第７０５号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和６年（２０２４年）８月２日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県知事　木　村　敬

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延　長（メートル）	備　考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町西部い字古宮　２９７５番１地先から 同所　３００８番１地先まで	335.0	土地改良事業

２　供用を開始する期日　令和６年（２０２４年）８月２日

公　　告

熊本県公告第４７６号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県知事　木　村　敬

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小谷字西高遊２０８３番１８及び同字下石岸原２１６７番３
２工区　　７８，２４３．１０平方メートル

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市北区梅田三丁目３番５号
大和ハウス工業株式会社
福岡県福岡市博多区上牟田二丁目１１番２４号
大和ハウス工業株式会社九州支社

熊本県公告第４７７号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号）第４１条第２項の規定による変更の届出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県知事　木　村　敬

１　住宅確保要配慮者居住支援法人の名称
ホームネット株式会社

２　変更する事項
(1)　住宅確保要配慮者居住支援法人の住所
（変更前）東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
（変更後）東京都中野区中野二丁目２４番１１号
(2)　支援業務を行う事務所の所在地
（変更前）東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
（変更後）東京都中野区中野二丁目２４番１１号

３　変更年月日
令和６年（２０２４年）８月１３日

熊本県公告第４７８号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第３３条の３において準用する第３０条の２の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第１８９条の規定により、当該通知の内容を天草市役所に掲示する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県知事　木　村　敬

１　所在の不分明な者の氏名
松本　善市、株式会社　湘南産業、口脇　節代、井上　鶴夫、岩崎　豊喜、河野　通孝、河野　通宏、佐々木　浩、佐々木　福三、佐々木　正幸、杉本　三代造、塚本　繁喜、塚本　義之、寺下　盛雄、寺元　鶴松、山上　兵松、山下　市平、山下　数喜、山下　兵吉、吉浦　ユキヨ、東崎　茂、芥川　トミ、庵本　示、池田　勇、池田　宮士、池田　辨市、石田　修壱、石田　春俊、磯崎　濱次、井上　勇吉、猪股　義毅、梅田　伸太、江尻　佐與吉、岡郷共有、金子　兼市、亀崎　仁助、木元　ヤエ、久保　國春、小牧　トミノ、小森　唯雄、櫻田　満則、佐々木　克巳、佐々木　幸次郎、佐々木　仁三郎、佐々木　仙吉、佐々木　豊一郎、杉本　エミ、杉本　繁義、杉本　繁芳、杉本　甚松、杉本　昇、杉本　政行、高波　菊松、高橋　さとみ、竹中　忠、武部　メグミ、竹本　テルエ、竹割　繁一、田中　孝治、田畑　須嘉男、田畑　則満、津田　金次郎、東崎　徹夫、戸川　順平、戸川　健志、戸川　モヨ、中川　夘平次、中川　松五郎、中村　栄美子、中村　富人、中村　八百吉、中村　保憲、中山　巌、中山　惠、根岸　ハギノ、橋口　ツキヨ、橋本　傳、花田　源吉、花田　助八、花田　セイ、花田　多十、

浜崎　健四郎、濱崎　種彦、濱田　雪人、濱中　謙八郎、原田　勇、原田　ソデノ、原田　筆太郎、引地　次喜松、深川　勇次郎、船越　喬二、松岡　力治、松下　信雄、松本　夘市、森山　弘、森山　廣太、矢田　傳吉、矢田　家五郎、矢田　カズエ、矢田　勝次郎、矢田　勝三、矢田　權太郎、矢田　菊太郎、矢田　喜太郎、矢田　清太郎、矢田　清人、矢田　金八、矢田　重松、矢田　重松、矢田　重光、矢田　繁高、矢田　丈太郎、矢田　スシ、矢田　増五郎、矢田　代吉、矢田　孝、矢田　丈平、矢田　竹雄、矢田　タナ、矢田　タリ、矢田　ツ子、矢田　恒三、矢田　傳吉、矢田　通義、矢田　寅三、矢田　直志、矢田　秀記、矢田　フジ子、矢田　彌一郎、矢田　彌二磨、矢田　安次郎、矢田　嘉太郎、矢田　義徳、山口　富喜、山下　七造、山下　久幸、山中　正敏、吉川　愛之助、吉川　留吉、吉田　ササエ、吉田　タイノ、芳證寺、川端　勝、久保　正、志柿　倫生、島田　久志、清水　正夫、橋口　溶子、橋本　傳、橋本　秀、林田　カツエ、福本　清五郎、福本　長次郎、山道　静男、赤星　次男、荒木　勘八、荒木　忠夫、荒木　忠、荒木　トモエ、荒木　兵作、荒木　盛彦、荒平　金造、荒平　忠松、池崎　猪之吉、池崎　團市、池崎　ミノ、池崎　豊太、池嵜　安徳、池崎　圭吾、池嵜　幸亀、池崎　豊松、池崎　廣四、池嵜　ヤスカ、池崎　豊太、池田　清次、池田　四方雄、池田　千町、池田　徹、稲田　喜市、稲田　繁由、稲田　俊太郎、稲津　玉喜、井上　君子、井上　毅、猪口　儀八、猪口　儀八、猪口　幸六、猪口　庄吉、今川　弘知、入江　司、祝原　俊夫、岩崎　巖、池崎　清昭、岩崎　直志、岩崎　直正、梅川　末吉、榎田　宇寿、江良　潔、岡田　明義、岡部　幸男、小川　庄吾、小川　千吉、小川　富男、尾下　徳太、笠松　義男、金子　功、金子　清基、金子　富太郎、金子　フシ、金子　幸生、釜崎　権平、川上　一郎、喜多　盛喜、木村　黙照、口元　傅、口元　萬吉、久保　俊雄、小浦　茂、小浦　ヤエコ、小林　兼吉、近藤　元子、才津原組共有、酒井　ナオミ、坂口　ヤスヨ、坂田　高之、坂田　親司、坂田　允、坂田　美雪、坂田　己義、坂本　正清、坂本　森由、佐々木　信弘、佐藤　悉、椎山　一徳、椎山　トキノ、清水　力男、城塚　岩吉、砂原　信雄、栓山　信一、平　嗣利、平　光義、高口　勝義、高田　三太郎、髙田　善三郎、高西　ワカエ、高畑　光次、滝下　清三郎、田口　繁雄、田口　由太郎、岳尾　松男、田代　源市、田代　安太郎、田中　勝美、田中　久太郎、田中　繁喜、田中　進、田中　信義、谷口　辰雄、谷脇　晋作、千原　秀吉、鶴田　雪則、徳田　忠、歳川　峯繁、長井　亀三郎、長尾　里次、長尾　孝子、長尾　正義、長尾　又松、長尾　良彦、中田　ユミ、中野　鳥松、中村　ユス、西　重房、野崎　穀市、野崎　ツノ、野崎　哲、野島　重松、野島　松一、登尾　鍬太、登尾　哲、登尾　直記、濱崎　三八、濱下　光則、濱田　保、平野　亀次郎、平野　貞光、福本　長徳、藤川　スミエ、藤本　幸美、星野　トキ子、前田　保、益田　代八、益田　ミタマ、松木　一成、松野　千年、松野　真夫、松野　芳三、松原　又五郎、松原　満幸、松本　和三次、松本　喜春、松本　繁雄、松本　善作、松本　力造、三浦　奥次、三浦　重雄、三浦　年雄、三浦　實、三浦　保行、三浦　若治、水下　秀晴、三村　豊喜、宮崎　公博、宮崎　穀造、宮崎　穀文、宮崎　信鹿、宮崎　友市、宮崎　長市、宮崎　春男、宮嵜　英樹、宮原　昭夫、宮本　豊、森　留松、森下　杉谷、森下　政幸、森下　實、森下　利九太、森田　喜代松、山方　梅香、山下　繁利、山下　信昭、山下　久雄、山下　久、山下　學、山並　平太郎、山並　常則、山並　ツヤコ、山並　春二、山並　正克、山畑　繁延、山本　スズコ、山本　保、山本　春雄、山本　芳子、鎗光　ユク、吉鶴　紋八、吉鶴　慶太郎、吉鶴　常廣、吉鶴　松廣、吉鶴　三千夫、四方田　一二、岩下　近義、越智　江美子、赤坂　朝夫、赤坂　雪造、岩下　和雄、浦本　和美、川崎　達弥、川元　徳一、木下　道行、口元　俊市、口脇　末太郎、口脇　義一、須﨑　金六、鶴長　孝徳、西元　繁子、平原　千年、宮下　晴雄、山下　千代吉、山下　輝興、山田　東洋、渡辺　又市

２　通知の趣旨

(1)　保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

(2)　保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、令和６年（２０２４年）７月１２日付け熊本県告示第６５８号から第６６０号による。

熊本県公告第４７９号

令和６年（２０２４年）４月２６日付けで人吉市に事務所を置くひとよし土地改良区理事長髙野和夫から申請のあったひとよし土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の変更については、令和６年（２０２４年）７月９日付けで認可したので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第４８条第１１項により公告する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県知事　木　村　敬

熊本県公告第４８０号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県知事　木　村　敬

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市野々島字丸内２７９１番１、同２７９２番１、同２７９７番、同２７９８番、同２７９９番、同２８００番及び水路の一部
３，１７３．７５平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区上南部二丁目１番１００号
株式会社ハピネス

熊本県公告第４８１号

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第１項の規定により玉名市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により公告する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県知事　木　村　敬

作　業　種　類	作　業　期　間	作　業　地　域
公共測量（数値地形図データ修正、３Ｄ都市モデル作成）	令和６年（２０２４年）７月１６日から令和７年（２０２５年）３月２１日まで	玉名市一円

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第２５号

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１８９条の規定に基づき、令和６年３月２４日執行熊本県知事選挙の各候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県選挙管理委員会委員長　松　永　榮　治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

１　選挙の種類　令和６年３月２４日執行熊本県知事選挙
２　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）
34,242,100円
３　報告書の要旨

候補者氏名	宮川　一彦	所属党派	無所属	期　間	2月16日から	第1回分
出納責任者氏名	宮川　一彦				3月15日まで	

収入		円	支出	円
主たる寄附			人件費	0
（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	802,000
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
その他の寄附	0件	0	休泊費	0
その他の収入		3,969,400	雑費	36,896
今回計		3,969,400	今回計	838,896
前回計		0	前回計	0
総計		3,969,400	総計	838,896

支出のうち公費負担相当額		
		0円
		0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和6年3月27日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

１　選挙の種類　令和６年３月２４日執行熊本県知事選挙
２　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）
34,242,100円
３　報告書の要旨

候補者氏名	幸山　政史	所属党派	無所属	期　間	1月19日から	第1回分
出納責任者氏名	大橋　康宏				4月 3日まで	

収入		円	支出	円
主たる寄附			人件費	1,457,370
（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	家屋費	1,530,000
日置　和統	無職	60,000	選挙事務所費	1,336,000
那須　義忠	会社役員	50,000	集合会場費	194,000
児嶋　一登	会社役員	30,000	通信費	26,775
阪本　妙子	無職	30,000	交通費	70,312
大見　秀人	銀行員	30,000	印刷費	2,308,536
八幡　明史	会社役員	200,000	広告費	877,800
八幡　直美	会社役員	200,000	文具費	0
古庄　隆一	無職	50,000	食糧費	217,951
藤原　保	会社員	100,000	休泊費	96,500
住吉　眞	開業医	100,000	雑費	0
その他の寄附	12件	103,000		
その他の収入		5,632,244		
今回計		6,585,244	今回計	6,585,244
前回計		0	前回計	0
総計		6,585,244	総計	6,585,244

支出のうち公費負担相当額		
	ポスター作成費	1,438,536円
	ビラ作成費	870,000円
	計	2,308,536円

報告書受理年月日	令和6年4月5日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

１　選挙の種類　令和６年３月２４日執行熊本県知事選挙
２　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）
34,242,100円
３　報告書の要旨

候補者氏名	幸山　政史	所属党派	無所属	期　間	4月 4日から	第2回分
出納責任者氏名	大橋　康宏				4月26日まで	

収入		円	支出	円
主たる寄附			人件費	3,640,890
（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	家屋費	968,000
			選挙事務所費	968,000
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	3,578,608
			広告費	117,700
			文具費	0
			食糧費	0
その他の寄附	0件	0	休泊費	0
その他の収入		8,305,198	雑費	0
今回計		8,305,198	今回計	8,305,198
前回計		6,585,244	前回計	6,585,244
総計		14,890,442	総計	14,890,442

報告書受理年月日	令和6年5月10日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

１　選挙の種類　令和６年３月２４日執行熊本県知事選挙
２　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）
34,242,100円
３　報告書の要旨

候補者氏名	毛利　秀徳	所属党派	無所属	期　間	3月 1日から	第1回分
出納責任者氏名	山本　將雄				4月23日まで	

収入		円	支出	円
主たる寄附			人件費	480,000
（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	家屋費	50,000
白川　雅彦	自営業	100,000	選挙事務所費	50,000
山本　貴子	団体職員	140,000	集合会場費	0
森　彰吾	フリーター	150,000	通信費	0
渡邊　裕一	無職	50,000	交通費	48,601
峯園　雄大	飲食店経営	70,000	印刷費	1,239,405
南　幸	無職	70,000	広告費	175,241
日本列島100万人プロジェクト	政治団体	1,370,000	文具費	0
			食糧費	0
その他の寄附	1件	22,800	休泊費	0
その他の収入		1,000,000	雑費	13,569
今回計		2,972,800	今回計	2,006,816
前回計		0	前回計	0
総計		2,972,800	総計	2,006,816

支出のうち公費負担相当額		
		0円
		0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和6年4月26日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

１　選挙の種類　令和６年３月２４日執行熊本県知事選挙
２　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）
34,242,100円
３　報告書の要旨

候補者氏名	木村　敬	所属党派	無所属	期　間	2月13日から 4月4日まで	第1回分
出納責任者氏名	星子　昭宇					

収入		円	支出	円
主たる寄附			人件費	4,015,000
（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	家屋費	1,648,822
くまもと新時代の会	政治団体	8,000,000	選挙事務所費	641,770
星子　昭宇	無職	170,000	集合会場費	1,007,052
杉野　正子	主婦	120,000	通信費	1,945,183
平井　ミキ	会社員	120,000	交通費	0
東　真功	会社員	150,000	印刷費	2,139,160
近藤　昌代	無職	140,000	広告費	2,409,230
本田　昌平	会社員	170,000	文具費	18,997
吉津　暢章	会社員	160,000	食糧費	265,395
小野　晃嗣	会社員	170,000	休泊費	376,000
隈部　祐介	会社員	120,000	雑費	767,621
栗崎　翔	会社員	140,000		
松本　雄一	会社員	170,000		
甲斐　大樹	会社員	70,000		
星子　三郎	無職	160,000		
星子　千幸	無職	140,000		
大杉　研至	農業	60,000		
笹岡　ゆき	無職	60,000		
星子　文	自営業	30,000		
安藤　照美	無職	30,000		
その他の寄附	53件	365,100		
その他の収入		3,000,000		
今回計		13,545,100	今回計	13,585,408
前回計		0	前回計	0
総計		13,545,100	総計	13,585,408

支出のうち公費負担相当額		
	ポスター作成費	938,000円
	ビラ作成費	727,900円
	計	1,665,900円

報告書受理年月日	令和6年4月4日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

１　選挙の種類　令和６年３月２４日執行熊本県知事選挙
２　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）
34,242,100円
３　報告書の要旨

候補者氏名	木村　敬	所属党派	無所属	期　間	4月 5日から 4月30日まで	第2回分
出納責任者氏名	星子　昭宇					

収入		円	支出	円
主たる寄附			人件費	12,000
（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	家屋費	120,378
			選挙事務所費	0
			集合会場費	120,378
			通信費	20,223
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
その他の寄附	0件	0	休泊費	0
その他の収入		0	雑費	75,006
今回計		0	今回計	227,607
前回計		13,545,100	前回計	13,585,408
総計		13,545,100	総計	13,813,015

報告書受理年月日	令和6年4月30日	第2回報告分

熊本県選挙管理委員会告示第２６号

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県選挙管理委員会委員長　松　永　榮　治

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する規程

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程（平成２０年熊本県選挙管理委員会告示第１２１号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式を次のように改める。

別記第1号様式

請求書

年　　月　　日

熊本県選挙管理委員会　様

氏名又は名称：(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所及び電話番号：(法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)
〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号)

□ 政治資金規正法第19条の16第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。
□ 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。
(該当する項目に□にレを付けてください。)

記

請　求　件　名	別紙のとおり
求める請求方法等 (希望する方法を○で囲んでください。)	1　閲覧 2　写しの交付　　(写しの送付　　希望する・希望しない)
求める写しの交付の実施方法 (写しの交付を希望される場合は、希望する実施方法を○で囲んでください。)	1　複写機により白黒で複写したものの交付を希望する。 (用紙1枚につき10円) 2　スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付を希望する。(CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額) 3　政治団体ごとに異なる交付の実施方法を希望する。

備考	受付年月日　　年　　月　　日

(注)　写しの交付を請求される場合で、写しの送付を希望される場合には、別途送付に要する費用を納付していただきます。

別記第1号様式・別紙

年	政治団体の名称	支出項目	実施方法※

※支出項目欄については、政治資金規正法第19条の16第1項の規定に基づき請求する場合に政治資金規正法第12条第1項第2号に規定する総務省令で定める項目を記入してください。

※実施方法欄については、「求める写しの交付の実施方法」で3を選択した場合に記入してください。

附　則

この規程は、令和６年８月２日から施行する。

熊本県警察本部告示第１１号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県警察本部長　宮内　彰久

１　競争入札に付する事項

仮想ブラウザシステム用サーバ及び関連機器（令和６年度（２０２４年度）導入分）の賃貸借

２　入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等

⑴　申請の方法

２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

⑵　競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

電話番号　０９６－３３３－２５８１

⑶　競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和６年（２０２４年）８月１９日（月）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

⑷　競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

⑸　入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和９年（２０２７年）３月３１日までとする。

⑹　有効期間の更新手続

⑸の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和８年（２０２６年）９月１日から令和８年（２０２６年）１０月３１日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第６７号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県警察本部長　宮内　彰久

１　競争入札に付する事項

⑴　業務の名称

仮想ブラウザシステム用サーバ及び関連機器（令和６年度（２０２４年度）導入分）の賃貸借

⑵　借入物品及び数量

仮想ブラウザシステム用サーバ及び関連機器　一式

⑶　業務に係る発注・契約担当部局

熊本県警察本部警務部情報管理課システム運用係（熊本県庁警察棟４階）

郵便番号　８６２－８６１０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

⑷　業務に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

⑸　借入物品の規格、品質等

仮想ブラウザシステム用サーバ及び関連機器（令和６年度（２０２４年度）導入分）の賃貸借に係る要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

⑹　契約期間

契約締結の日から令和１３年（２０３１年）３月３１日（月）まで

⑺　借入期間

令和７年（２０２５年）４月１日（火）から令和１３年（２０３１年）３月３１日（月）まで

⑻　納入期限

令和７年（２０２５年）３月３１日（月）まで

⑼　納入場所

仕様書のとおりとする。

⑽　入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４⑶アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉

塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
⑾　入札金額
入札金額は、賃借料（保守料込み）１月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、７２月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。
⑿　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
⒀　最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
２　入札参加者の必要な資格に関する事項
次の⑴から⑹までに定める条件の全てを満たす者であること。
⑴　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３⑶の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア　競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和６年（２０２４年）８月１９日（月）午後５時まで
イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ウ　競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ　提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
⑵　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。
⑶　仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を令和６年（２０２４年）８月２６日（月）午後５時までに熊本県警察本部警務部情報管理課に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
⑸　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
⑹　次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
ア　役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
イ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
エ　役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
オ　役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
※　暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）第２条に規定するものをいう。
※　役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
※　「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
３　入札参加のための確認申請
⑴　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２⑶から⑹までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　２⑶に係る機能等証明書技術審査結果通知書
ウ　２⑹に係る役員等一覧

⑵　提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、⑴アからウまでに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、⑴アに掲げる書類に添付する⑴イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超えるなど１つのファイルに集約できない場合は、⑴イ及びウに掲げる書類の目録を⑴アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、⑴イ及びウに掲げる書類は、⑶の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、⑴アからウまでに掲げる書類を書面で⑶の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

⑶　提出期間

公告の日から令和６年（２０２４年）９月１７日（火）午後５時まで

⑷　提出先

１⑷の入札担当部局

⑸　確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

４　入札手続等

⑴　入札仕様等に対する質問の受付期間

１⑶の発注・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）９月１７日（火）午後５時まで受け付ける。

⑵　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び１⑶の発注・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）１０月１日（火）まで行う。

⑶　入札の方法

ア　電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和６年（２０２４年）９月３０日（月）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。

イ　紙入札による入札の方法

(ｱ)　日時　令和６年（２０２４年）１０月１日（火）午前１０時

(ｲ)　場所　１(4)の入札担当部局

(ｳ)　入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ｱ)の日時に(ｲ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和６年（２０２４年）９月３０日（月）（必着）までに１⑷の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１⑴の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１⑴の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

⑷　開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて⑶イ(ｱ)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に⑶イ(ｲ)の場所で開札を行うものとする。

⑸　入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

⑹　入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
⑺　入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
⑻　入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア又はイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１⑷の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４⑶アの電子入札システムによる入札期間内とする。
１⑷の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア　入札金額の総額と単価の取り違い
イ　入札金額の単位の誤り
⑼　落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
⑽　入札保証金
免除する。
５　契約について
⑴　契約書の作成の要否
要
⑵　契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
⑶　落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
⑷　契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額（１月当たりの賃借料）に借入月数（７２月）を乗じて得た額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア　納付期限　⑶の申出期限
イ　提出場所　１⑶の発注・契約担当部局
６　その他
⑴　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
⑵　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
７　問合せ
⑴　問合せ先
ア　入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県警察本部警務部情報管理課システム運用係
電話番号　０９６－３８１－０１１０（内線２４４３）
ファックス番号　０９６－３８１－２０４８
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号　０９６－３３３－２５８０
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
エ　電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
⑵　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）

８　Ｓｕｍｍａｒｙ
⑴　Name and quantity of the services to be leased:
A set of virtual browser for Kumamoto Prefectural Police
⑵　Date and Place for tender:
Date: October 1st 2024,10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
⑶　Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(2443)
⑷　Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公立大学法人評価委員会公告第２号

令和６年度（２０２４年度）第２回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県公立大学法人評価委員会　委員長　猪　股　裕　紀　洋

１　開催日時
令和６年（２０２４年）８月２０日（火）
午前１０時００分から午後１２時００分まで（終了時間は予定）
２　開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県庁　防災センター　３１０、３１１会議室
３　議題
・令和５年度（２０２３年度）業務実績評価について
・第３期中期目標期間における業務実績評価について
４　傍聴者の定員
５人
５　傍聴手続
（１）　傍聴希望者は、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（２）　会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の３０分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
（３）　傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
６　問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話０９６－３３３－２０６１）

熊本県公安委員会規則第１７号

射撃教習を受けるための教習資格認定証の有効期間を定める規則及び銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年８月２日

熊本県公安委員会委員長　吉田　賢一

射撃教習を受けるための教習資格認定証の有効期間を定める規則及び銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部を改正する規則

（射撃教習を受けるための教習資格認定証の有効期間を定める規則の一部改正）

第１条　射撃教習を受けるための教習資格認定証の有効期間を定める規則（昭和５５年熊本県公安委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

本則中「第６条の３第２項」を「第３３条第２項」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部改正）

第２条　銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則（平成２１年熊本県公安委員会規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項の表中「第８条第３号」を「第１１条第３号」に改める。

第７条中「第３５条各項」を「第４１条各項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県警察本部告示第１２号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県警察本部長　宮　内　彰　久

１　競争入札に付する事項

運転免許用可搬型撮影装置の賃貸借

２　入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等

⑴　申請の方法

２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し⑵の場所に持参又は郵送により提出すること。

⑵　競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

電話番号　０９６－３３３－２５８１

⑶　競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和６年（２０２４年）８月２２日（木）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

⑷　競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

⑸　入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和９年（２０２７年）３月３１日までとする。

⑹　有効期間の更新手続

⑸の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和８年（２０２６年）９月１日から令和８年（２０２６年）１０月３１日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県警察本部公告第６８号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和６年（２０２４年）８月２日

熊本県警察本部長　宮　内　彰　久

１　競争入札に付する事項

⑴　業務の名称

運転免許用可搬型撮影装置の賃貸借

⑵　借入物品及び数量

運転免許用可搬型撮影装置　１式（保守込み）

詳細は、別紙「運転免許用可搬型撮影装置の賃貸借に係る要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）」のとおり。

⑶　借入物品に係る発注・契約担当部局

熊本県警察本部交通部運転免許課免許第二係

（熊本県運転免許センター２階）

郵便番号　８６９―１１０７　熊本県菊池郡菊陽町大字辛川２６５５番地

⑷　借入物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

⑸　借入物品の規格、品質等

要求仕様書による。

⑹　契約期間

契約締結の日から令和１１年（２０２９年）１２月３１日（月）まで

⑺　借入期間

令和７年（２０２５年）３月１日（土）から令和１１年（２０２９年）１２月３１日（月）まで

⑻　納入期限

令和７年（２０２５年）２月２８日（金）まで

⑼　納入場所

要求仕様書のとおり

⑽　入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４⑶アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者

ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者

⑾　入札金額

入札金額は、本契約業務に要する費用の総額（導入一時経費と賃借料（保守込み））とする。見積に当たっては、５８月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。

⑿　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

⒀　契約金額の割合

ア　導入一時経費　　１００分の５１．７５

イ　賃借料（保守込み）１００分の４８．２５

⒁　最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

２　入札参加者の必要な資格に関する事項

次の⑴から⑹までに定める条件の全てを満たす者であること。

⑴　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３⑶の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア　競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和６年（２０２４年）８月２２日（木）午後５時まで

イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

ウ　競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ　提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

⑵　要求仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を令和６年（２０２４年）８月２２日（木）午後５時までに１⑶の発注・契約担当部局に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。

⑶　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

⑷　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

⑸　次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。

イ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ　役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ　役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※　暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）第２条に規定するものをいう。

※　役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※　「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

⑹　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

３　入札参加のための確認申請

⑴　提出書類

この入札に参加を希望する者は、２⑵から⑸までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア　機能等証明書技術審査結果通知書

イ　競争入札参加資格確認申請書

ウ　役員等一覧

⑵　提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、⑴アからウまでに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、⑴アに掲げる書類に添付する⑴イ及びウの書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等、１つのファイルに集約できない場合は、⑴イ及びウに掲げる書類の目録を⑴アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、⑴イ及びウに掲げる書類は⑶の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、⑴アからウに掲げる書類を書面で⑶の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

⑶　提出期間

公告の日から令和６年（２０２４年）９月９日（月）午後５時まで

⑷　提出先

１⑷の入札担当部局

⑸　確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

４　入札手続等

⑴　仕様等に対する質問の受付期間

１⑶の発注・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）９月９日（月）午後５時まで受け付ける。

⑵　要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び１⑶の発注・契約担当部局において公告の日から令和６年（２０２４年）９月２０日（金）まで行う。

⑶　入札の方法

ア　電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和６年（２０２４年）９月１９日（木）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。

イ　紙入札による入札の方法

(ｱ)　日時　令和６年（２０２４年）９月２０日（金）午前１０時

(ｲ)　場所　１⑷の入札担当部局

(ｳ)　入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ｱ)の日時に(ｲ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和６年（２０２４年）９月１９日（木）（必着）までに１⑷の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１⑴の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１⑴の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

⑷　開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて⑶イ(ｱ)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に⑶イ(ｲ)の場所で開札を行うものとする。

⑸　入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

⑹　入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

オ　紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

⑺　入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

⑻　入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１⑷の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４⑶アの電子入札システムによる入札期間内とする。

１⑷の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア　入札金額の総額と単価の取り違い

イ　入札金額単位の誤り

⑼　落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

⑽　入札保証金

免除する。

５　契約について

⑴　契約書の作成の要否

要

⑵　契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

⑶　落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

⑷　契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア　納付期限　⑶の申出期限

イ　提出場所　１⑶の発注・契約担当部局

６　その他

⑴　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

⑵　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

７　問合せ

⑴　問合せ先

ア　入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部交通部運転免許課免許第二係

（熊本県運転免許センター２階）

郵便番号　８６９－１１０７　熊本県菊池郡菊陽町大字辛川２６５５番地

電話番号　０９６―２３３―０１１０
ファックス番号　０９６―２３３―２２２７
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号　０９６－３３３－２５８０
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
エ　電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５

⑵　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）

８　Ｓｕｍｍａｒｙ

⑴　Name of Items Leased and Quantity：
Driver’s License application transportable photography machine　1set

⑵　Date and Place for tender：
Date:September 20th,2024,10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

⑶　Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Drivers License division
Kumamoto Driver’s License Center
2655, Karakawa, Kikuyo-machi, Kikuchi-gun, Kumamoto Prefecture
869-1107, Japan
Phone: 096-233-0110

⑷　Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen